○東京海洋大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(以下「学則」という。)第58条第2項の規定に基づき、入学料の免除及 び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規則の適用を受ける者は、東京海洋大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、専攻科及び乗船 実習科に入学する者(科目等履修生、聴講生及び研究生等として入学する者を除く。)とする。

第2章 免除

(経済的理由等による免除)

- 第3条 本学の大学院,専攻科及び乗船実習科に入学する者が,次の各号の一に該当する場合は,本人の申請に基づき、入学料を免除することができる。
 - 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が 死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められ る場合
 - 三 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 第4条 本学の学部に入学する者が、次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料を免除することができる。
 - 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)及び大学等における修学の支援に関する 法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法等」という。)に基づき、認定を受けた場合
 - 二 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が 死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められ る場合
 - 三 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

(死亡等による免除)

- 第5条 免除又は徴収猶予を申請した者が、次の各号の一に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。
 - 第11条の規定により徴収猶予を許可された者が、徴収を猶予されている期間内に死亡したことにより除籍された場合
 - 二 第13条に規定する期間内に死亡したことにより除籍された場合
 - 三 免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合

(免除の申請)

- 第6条 免除を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。
- 2 第3条,第4条第2号及び第3号の規定による場合は,所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して,入 学手続終了の日までに学長に提出しなければならない。
 - 一 家庭調書
 - 二 所得に関する証明書(市区町村長発行のもの)
 - 三 第3条第2号及び第4条第1号に該当する場合は、死亡を証明できる書類(医師又は市区町村長発行のも
 - の)又は災害の被害程度が判別できる罹災証明書(市区町村長又は警察署長若しくは消防署長発行のもの)
 - 四 その他本学が必要と認める書類

(免除の許可、取消又は停止)

第7条 入学料の免除は、前条の申請があった者について、学生支援委員会の議を経て学長が許可する。

- 2 第4条第1号を除く入学料免除の総額は、当該年度ごとに学長が定める額の範囲内とする。
- 3 入学料の免除を許可され、修学支援法等に基づき認定を受けた者について、入学初年度において認定の取り消し又は始期を4月とする認定の効力の停止が行われた場合、学長は、学生支援委員会の議を経て許可の取り消しを行う。
- 4 前項の規定により許可の取り消しが行われた場合は、入学料全額を、取り消しが行われた日の属する月に納付するものとする。

(免除の額)

第8条 免除の額は、原則として入学料の全額、2/3、半額又は1/3とする。ただし、第5条に基づく免除の額に あって、本学の学部の入学料の額が他大学の学部において既に納付した入学料の額を上回る場合は、既に納付し た入学料に相当する額とする。

第3章 徴収猶予

(徴収の猶予)

- 第9条 本学に入学する者が、次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
 - 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を 受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
 - 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の申請)

第10条 前条の規定により徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に第6条各号に掲げる書類を添付して、 入学手続終了の日までに学長に提出しなければならない。

ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可の告知があった日から起算して 14 日以内に、徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

(徴収猶予の許可)

第11条 徴収猶予は、別に定める基準により、学生支援委員会の議を経て、学長が許可する。

(徴収猶予の期限)

第12条 前条により徴収猶予を許可された者の徴収猶予の期限は、4月入学者にあっては8月末日、10月入学者にあっては翌年2月末日までとする。

(申請期間中の徴収猶予)

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

(免除及び徴収猶予の不許可等に係る入学料の納付)

第14条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除を許可された者 (第10条ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可の告知があった日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

第4章 その他

(選者の基準)

第15条 入学料の免除及び徴収猶予の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(略)

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。